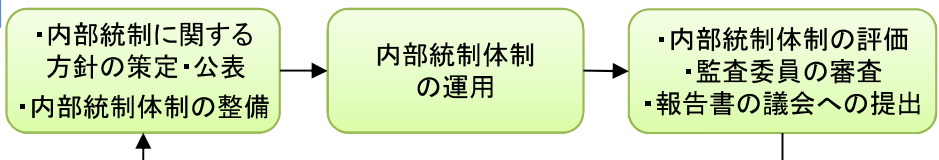


## 地方公共団体の事務執行の適正を確保するため、下記の取組をパッケージとして実施

### 長（内部統制に関する方針の策定等） H32.4.1施行

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）
- 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出



※ 内部統制体制：地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

### 監査委員（監査制度の充実強化） H32.4.1施行 (※はH30.4.1施行)

- 監査委員は監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表（監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施）

- そのほか、以下の見直しを実施
  - ・ 勧告制度の創設
  - ・ 監査専門委員の創設<sup>(※)</sup>
  - ・ 議選監査委員の選任の義務付けの緩和<sup>(※)</sup>
  - ・ 条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和（現行は毎会計年度）<sup>(※)</sup> 等

### 議会（決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備） H30.4.1施行

- 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表

### 住民（損害賠償責任の見直し等） H32.4.1施行

- 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に（条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定）（各地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用）
- 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取

（参考）4号訴訟と損害賠償請求権の放棄の議決

